

平成 30 年 6 月 12 日現在

機関番号：12611

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2017

課題番号：26380146

研究課題名(和文)リベラルアーツ法学教育実践の原理と方法論に関する研究---人・社会・科学技術

研究課題名(英文)Principles and Methodology of Liberal Arts Legal Education

研究代表者

小谷 眞男 (KOTANI, MASAO)

お茶の水女子大学・基幹研究院・教授

研究者番号：30234777

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：国内においては、例外的試みを除き、従来ほとんど探究されてこなかったリベラルアーツ法学教育の原理と方法論について、本研究課題の遂行はいくつもの新しい視点と教育方法の発見と創出をもたらした。この成果の公表は、国内におけるロースクールを除くすべての法学教育の現場に有効なインパクトを与えると期待できる。とりわけ、法学部の将来的方向性について高度な示唆を与えることになる。さらに広い視野のもとで本研究課題を位置づけるならば、アクティブラーニング論や、シチズンシップ教育論に対しても、法学教育サイドから固有の貢献をなすことにつながるだろう。

研究成果の概要(英文)：This study has brought the new points of view and methods on liberal arts legal education. Especially, it suggests the near future of faculties of law in Japan.

研究分野：新領域法学

キーワード：リベラルアーツ 法学教育 人 社会 科学技術

1. 研究開始当初の背景

(1)市民社会とデモクラシーの成熟のためのシチズンシップ教育の考え方が提唱され議論と実践が活発化しているなかで、日本におけるリベラルアーツ法学教育をめぐる一般的な研究状況、実践の試みは立ち遅れていた。文科省などが推進しようとしている小・中・高の各学校段階における法教育は、遵法精神の育成とルール作りの重要性を学ぶことを目標としているようであり、必ずしも批判的公論の担い手を育成しようとするものではない。ましてや、たとえば既存の法規が憲法に抵触しているかどうかを批判的に考えさせるような内容や市民社会による国家権力行使のチェックといった要素には乏しい。他方でロースクール導入後の法学部の存在意義は不明確な状態におかれている。法曹養成を前提としない法学教育といえ、あとは専門教育の残余としての単なる一般教養としての法学が残るばかりである。

(2)このような現状認識にもとづき、本研究課題は、上のいずれとも異なる新たな市民向け法学教育の理念を掲げ、他者への想像力と批判的精神を涵養することによって市民社会全体の質を積極的に高め、デモクラシーのための確かな土台を固めることに資するような liberal arts legal education プログラムの原理と方法論を探究しようとの動機から構想されたものである。

2. 研究の目的

(1)リベラルアーツ法学教育の原理的探究および同方法論の模索・確立が本研究の目的である。そのために、法と人、法と社会、法と科学技術の関係を主題化する。では法的議論を通して人と社会と科学技術の諸問題を考えることの教育的意義とは何であろうか。

(2)既存のルールを疑い吟味するところから法学は始まる。個別の裁判事例の検討、法テキストの解釈を基本線とする法的議論は、公的権威による決定やルールの前で思考停止に陥らず、個別事例の検討を通して自分の頭で考える力を鍛える。つまり権威や社会通念に対する批判的精神を養う。さらに、人との応答的議論を通して自分の考えや価値判断を対象化して鍛え直す力、説得力を養う。法的議論は、個別事例を広い社会的ビジョンに位置づけて問題を共有する経験となりうる。真の意味での教養とは、他者を深く理解する想像力であり、市民社会の存在証明である「批判的公論」を基礎づけるはずのものだが、法的議論の事例教育法こそはそのような市民社会の基盤を固め、その質を高めるために固有の貢献をなす。

(3)すなわち、リベラルアーツ法学教育は、あたかも空のバケツに水(知識)を注ぎ込むような教育モデルではなく、蠟燭(学生の精神)に火(問題意識)を灯すような教育モデルで

なければならない(candle-lighting model of education: "For the mind does not require filling like a bottle, but rather, like wood, it only requires kindling to create in it an impulse to think independently and an ardent desire for the truth." (Plutarch, On Listening to Lectures, in *Moralia*))

(4)リベラルアーツ法学教育は、個別事例に関する法的議論の経験を通して、人・社会・科学技術について批判的に考え、問題を共有する機会をあらゆる専攻の学部生・大学院生に広く提供する。散発的に蓄積されてきた、法と人文学、法と心理学といったテーマも積極的・体系的に組み込む。また、法と社会、法とグローバル化といった領域も必須であろう。さらに、法と環境・科学技術・安全、トランス・サイエンス論なども、とくに「3.11」以後の日本にとっては不可避の問題群である。

(5)以上のような課題を遂行するためには、まずは幅広い基礎固めが必要である。すなわちリベラルアーツ法学教育の原理的探究と方法論の模索が不可欠な所以である。大学教育の位置づけが基本的にリベラルアーツ的色彩の強い海外諸国の先進的な取り組みも積極的・批判的に摂取する。

3. 研究の方法

(1)北米諸国における先進的な LA 法学教育実践例(cfr. Sarat 2004)、中南米およびヨーロッパ等における意欲的な実践例などを視察し、綿密な調査をおこなう。他方で、国内の実践事例・萌芽的試行例などについても文献資料研究、現地調査をおこなう。

(2)基礎的な文献・資料を網羅的に収集・分析する。原理的探究のためには狭い意味での法学教育論のようなものだけでなく、哲学、人間学、教育思想、西洋古典学などの文献類も必要である。

(3)国際会議の当該テーマ・セッションで報告をおこない、国際研究交流を深める。

(4)国内の学会報告・議論をステップにし、学術論文・著書ないし一般単行書の形で研究成果を公表し、世に問う。

(5)研究期間中の自らの教育実践に適宜研究成果をフィードバックし、かつ評価をおこなう(アクション・リサーチ)。具体的には「トランス・サイエンス論入門」「法学総論」「法と文学」「手話学入門」「生活科学概論」「生活関連法」「生活法学」などの科目で研究成果を実践し、その結果をまた研究にフィードバックさせる。

4. 研究成果

(1)原理論の進展

ブラジルで開催された国際法社会学会に参加し、「法学教育」というセッションにて、日本におけるリベラルアーツ法学教育の研究と実践の報告を英語でおこなった(「学会

発表」5)。当該セッションでは、関心を共有する世界各国の参加者から市民社会のためのリベラルアーツ法学教育に関するさまざまなコメントや示唆を得ることができた。また当該セッション全体の各報告や討論を通じて自分の進めてきた研究の地平を大きく広げることができ、その後の研究、実践の方針を立て直すことができた。とくにブラジルにおける憲法教育の実践例、合憲性審査事例の教育への活用法は、ブラジルなど中南米諸国における政治状況との関連やブラジル新憲法制定過程との関係で、大変興味深いものであり、強い刺激を受けた。帰国後の研究、実践においても深いレベルでの影響を認めることができる。

(2) 具体的教材の開発など関連研究の進展
福祉レジーム論もまた、社会科学分野の学生・院生の基礎的な法学教育において有用なトピックスであり、この分野の研究成果を取りまとめて発表した(「学会発表」1・2)。一般に刑罰の目的とは何か、行刑はどうあるべきかという問題、さらには精神障害者や高齢者による犯罪に対してどのような方針でのぞむべきかという刑事法の基本問題なども、学生に法とは何かについて根本から考えさせる恰好の素材であり、この分野の基礎研究を歴史的視点に立つものも含めていくつか発表した(「雑誌論文」1、「学会発表」4・6・7・8、「図書」1・2・4)。

『助産学講座』の一部に現代日本の家族法の仕組みと課題に関する依頼原稿を執筆したのも、より良き市民社会の実現を目指す法学教育の一環という意味を有する。

(3) 教育実践へのフィードバック

科学・科学技術と法をテーマに含む全学部1年生向け演習科目「トランス・サイエンス論入門」では、本研究課題の成果を生かして、子宮頸がんワクチン訴訟や原発再稼働差止め訴訟を教材に多様な専攻の学生の間で小グループ討論をしてもらおうというスタイルを活用することにより、高度に科学化・科学技術化された社会に生きる市民として科学と裁判、ないし社会のなかの科学について考えてもらう機会を提供することができた。社会科等の教職課程科目の一環として法教育の授業実践をしてもらおう科目「法学総論I」では、同僚教員の協力をも得て、自ら創造的な法教育の授業計画を立てて実践してもらおうことを積み重ねることによって、市民社会にとっての法学教育の意義と、あるべき法教育の方向性について実践的に考えてもらう機会を提供することができた。

ギリシャ悲劇やシェイクスピア、カフカ、ドストエフスキーなどを教材にした法学の基礎講義「法と文学」では、およそ人として生きること、そしてデモクラシーの原理的構造をすぐれた古典文学を通して体得してもらう機会を提供した(cfr. 木庭 2003)。また国

際演劇祭などで高い評価を受けている受刑者劇団などイタリア刑務所改革の成果についての研究(「雑誌論文」1、「図書」1・4)を、本研究課題の成果を生かして実践的な教材として活かし、本科目に活用した。

ろう者の主任講師に手話のみによって手話を学んでもらう演習科目「手話学入門」では、机上の障害者論や観念的な人権論ではなく一人の人間として現に生きているろう者と直に接し、かつ教えを受け、さらに生きられたろう文化を体験することを通して深い人権感覚と個人の尊厳についての理解を肌で感じてもらう機会を提供した。

最後に、生活科学部教員によるオムニバス講義「生活科学概論」では、科学・科学技術と法の関係を学生に考えさせる教材として独自に開発を進めてきたイタリアの震災リスク裁判の事例研究(「雑誌論文」4、「学会発表」3、「図書」3を参照)を本研究課題の研究成果にもとづいて完成させ、自分の担当回に使用した。その成果は下記「雑誌論文」3にまとめられている。

これらのリベラルアーツ法学教育の実践においては、当初、アクティブラーニングを意識するあまり、一方的な講義形式に代えて、担当学生グループによる報告・事例説明、論点提示、グループディスカッション、意見交換、といった学生主体の進行に偏り過ぎてしまい、議論全体の方向性がずれてしまったり、教員として補足しなければならない重要な点などの伝達が不十分になってしまう嫌があった。学生たちからも「果たして自分たちは正しい方向で議論することができたかどうか分からないまま終わってしまった」などの感想も聞かれた。そこで、途中からグループディスカッションと講義を組み合わせる工夫をした。一回おきにディスカッションと講義を組み合わせるイメージである。さらに、学生のコメントペーパーの扱いについても、講義回において教員が注目すべきコメントや全体の理解の深化に資するコメントを取り上げてフィードバックするようにした。しかし、そのような工夫の結果、新たな課題が生じた。学生が主導のディスカッションの回数が減ったため、報告担当グループの人数が多くなり過ぎるという問題である。たとえばひとつの裁判事例を6人や7人で担当すると、実際問題としては関与度が著しく低い学生が出てきてしまうという現象が認められる。そこで、本研究課題最終局面においては、コメントペーパーのFeedbackも別の学生グループに担当してもらおうという試みを取り入れたところ、学生自身が自分を含めた他の参加者全員のコメントペーパーを読むことで相互作用が活性化するなど、予想以上にうまく機能することがわかった。

以上の実践結果をすべて含む形で研究成果を取りまとめ、然るべき方法で随時公表していく予定である。

(4)研究成果の位置づけ

国内においては、例外的試みを除き、従来ほとんど探究されてこなかったリベラルアーツ法学教育の原理と方法論について、本研究課題の遂行はいくつもの新しい視点と教育方法の発見と創出をもたらした。この成果の公表は、国内におけるロースクールを除くすべての法学教育の現場に有効なインパクトを与えると期待できる。

とりわけ、法学部の将来的方向性について高度な示唆を与えることになる。

さらに広い視野のもとで本研究課題を位置づけるならば、アクティブラーニング論や、シチズンシップ教育論に対しても、法学教育サイドから固有の貢献をなすことにつながるだろう。

引用文献

Plutarch, *On Listening to Lectures*, in *Moralia*.

A.Sarat, ed.by (2004) *Law in the Liberal Arts*, Cornell U.P.

木庭顕(2003)『デモクラシーの古典的基礎』東京大学出版会。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計4件)

1. Lucia Castellano (小谷眞男訳)「ボッラーテ刑務所の奇跡〔基調講演〕」『龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報2017』7, pp.10-20, 2018年(依頼原稿・査読なし)

2. 小谷眞男「イタリアにおける「脱施設化」---児童施設の現状分析を中心に---」『社会保障研究』2(2-3), pp.249-62, 2017年(依頼原稿・査読なし)

3. 難波知子・伊藤亜矢子・香西みどり・小谷眞男・須藤紀子・元岡展久「「防災・災害」を切り口とした分野横断型授業「生活科学概論」の試み---専門知識を実践活動につなげる---」『人文科学研究』12, pp.381-93, 2016年(査読あり)

4. 小谷眞男「イタリアにおける大規模災害と公共政策---2009年アブルッツォ州震災の事例を中心に---」『海外社会保障研究』187, pp.45-57, 2014年(依頼原稿・査読なし)

〔学会発表〕(計8件)

1. 2017年10月28日、小谷眞男「イタリアにおける外国人ケアワーカーの生活世界 --- 「正規化」政策とケアの市場化を背景として ---」社会政策学会(愛知学院大学、名古屋市)

2. 2017年6月20日、Masao KOTANI, “Socio-legal research on life-world of migrant care workers in Italy: quality of life and citizenship”, International Meeting on Law and Society, Mexico City, Mexico.

3. 2017年3月26日、小谷眞男「Protezione

civile o incivile?--- 2009年ラクイラ震災から見てくるイタリア社会の現在 ---」イタリア近現代史研究会全国大会(日本女子大学、東京都)

4. 2015年7月18日、Masao KOTANI,

“Riflessioni sul convegno Prova genetica ed errore giudiziario (Milano, 23 marzo 2015)”, 日伊比較法研究会全国大会(Istituto Italiano di Cultura, Tokyo).

5. 2015年5月6日、Masao KOTANI, “Law in the Liberal Arts in Japan”, A Sociologia do Direito em Movimento: Perspectivas da América Latina, Unilasalle, Canoas/RS, Brasil.

6. 2015年3月23日、Masao KOTANI, “Il caso Hakamada: la condanna dell’innocente e la prova del DNA a discarico nell’esperienza giapponese”, Prova genetica ed errore giudiziario, Milano, Italy.

7. 2014年12月4日、Masao KOTANI, “Beccaria e la cultura della Roma tardo-repubblicana: “the Ciceronian moments” in Dei delitti e delle pene”, Les cultres de Beccaria: colloque international, Istituto Italiano di Cultura et École normale supérieure, Paris, France.

8. 2014年9月28日、小谷眞男「“diritto comune の危機”と法律家たち: “diritto patrio”言説の検証」イタリア近現代史研究会全国大会(拓殖大学、東京都)

〔図書〕(計4件)

1. 小谷眞男「総論:「犯罪と社会福祉」の各国比較から---「包摂的社会(inclusive society)」の方へ---」(編集代表:宇佐見耕一・小谷眞男・後藤玲子・原島博『世界の社会福祉年鑑2017. 特集:犯罪と社会福祉』旬報社、2017年) pp.3-22.

2. 小谷眞男「ベッカリーア『犯罪と刑罰』における市民・人・名誉 ---イタリアにおける市民社会論研究のために---」(杉田孝夫・中村孝文編『市民社会論』おうふう、2016年) pp.121-48.

3. 小谷眞男「L’Aquila 震災リスク裁判論・序説:日伊比較法研究の一素材として」(Diritto e giustizia in Italia e Giappone: problemi attuali e riforme, a cura di Andrea Ortolani, Cafoscarina, 2015) pp.45-62.

4. Masao KOTANI, “Perché un teatro in galera? Della “Compagnia della Fortezza” (Volterra)” (Maria Katia Gesuato, a cura di, Ricerca, scoperta, innovazione: l’Italia dei saperi, Istituto Italiano di Cultura, 2014) pp.110-16.

〔その他〕(計1件)

1. 小谷眞男「第3章 家族と社会」-「D 家族と法」(我部山キヨ子・菅原ますみ編『助産学

講座 4:基礎助産学[4]母子の心理・社会学』
医学書院、2016年) pp.175-87.

6 . 研究組織

(1)研究代表者

小谷 眞男 (KOTANI, Masao)

お茶の水女子大学・基幹研究院・教授

研究者番号: 30234777

(2)研究分担者 なし

(3)連携研究者 なし

(4)研究協力者 なし